

研究と社会貢献

角田 光隆

私は、大学院の時から数十年間に亘って民事法の教育の傍ら研究を行ってきた。まず債務者の帰責事由や不可抗力に関する研究に始まり、損害賠償の軽減の可否に関する研究を行った。この研究は比較法的にドイツ法とスイス法を参照していた。

ヨーロッパ諸国の法制度に対する関心が強かったので、ヨーロッパ諸国を組織化する当時の欧州共同体の法制度に関心を抱かざるを得なかった。これをきっかけにして、ヨーロッパ私法に関する研究を本格的に行った。

この研究はヨーロッパ諸国における個別の法制度だけでなく、個別の国家を超えた法制度も含まれていた。個別の国家を超えた法制度とは、国連国際物品売買条約、国際商事契約原則、ヨーロッパ契約法原則、ヨーロッパ法原則、欧州共同体の現行契約法の諸原則、フランス欧州契約法の諸原則、ヨーロッパ私法共通参照枠組草案、欧州委員会専門グループのヨーロッパ契約法、ヨーロッパ共通売買規則案を指している。

これらの中で、ヨーロッパ私法共通参照枠組草案に対する実現可能性に関する研究の成果である欧州委員会専門グループのヨーロッパ契約法は、その草案の内容を大幅に縮小して契約法の一般的部分などのほかに売買とサービスだけであった。この売買の部分ヨーロッパ共通売買規則案に結び付いていた。

この研究はヨーロッパにおける共通のルールの探求という意味だけでなく、我国の民法（債権関係）の改正に関する研究を含意していた。実際に民法（債権関係）に関する要綱仮案は、ヨーロッパ諸国における個別の法制度だけでなく、個別の国家を超えた法制度などを参照資料としていた。したがって、改正される民法（債権関係）の法解釈論を展開する際には、比較法的にヨーロッパ諸国における個別の法制度だけでなく、個別の国家を超えた法制度なども参照する価値があるものと考えている。

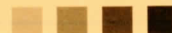
このようなヨーロッパ私法の研究と並行して行っているのが、EU消費者法の研究である。この研究はEUの消費者法の全体像の解明を主たる内容としているが、比較法的な観点から我国の消費者法の充実を目指し、また、我国の消費者契約法の改正案や法解釈論への貢献を視野に含めている。



この研究は、ヨーロッパ諸国における個別の法制度だけでなく、たとえば、欧州条約と消費者保護、消費者保護に関する共同体法の系譜、消費者保護指令と構成国法、消費者保護指令と欧州司法裁判所の判決、構成国の間の消費者の権利の執行と救済方法などの個別の国家を超えた法制度の部分を含んでいる。

その他に、子ども法に関する研究を行っている。この研究は、児童の権利に関する条約についての日本政府報告書の内容とイギリスの子ども計画との比較や、児童の権利条約に関する第1回、第2回、第3回の日本政府報告書に対する最終見解の異同の確認による条約の履行状況と問題点の把握だけでなく、児童の売買・児童買春および児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約の選択議定書、国際人権条約、女子差別撤廃条約、人種差別撤廃条約、拷問等禁止条約、障害者権利条約、強制失踪条約との比較検討、家事事件手続法における子ども手続代理人制度の解明なども含んでいる。

この研究は、民法の家族法分野を超えた子どもの人権の観点から個別の子どもの権利の充実と実現を目指して行っているものである。現在は、この方針を受けて、子どもの貧困対策推進法、いじめ防止対策推進法、国際的な子の奪取の民事法上の側面に関する条約の実施に関する法律につい



て検討を行っている。

さらに、前述したEU消費者法との関連において個別のテーマを挙げて取り組んでいる研究がある。これは、電力市場改革と消費者法に関する研究である。東日本大地震の影響を受けて始まった電力市場改革を消費者の権利の視点から捉え直し、地域におけるエネルギー産業の育成や大地震による原子力事故で被災した人々の思いを考慮して研究を行っている。

この研究においては、EU指令とEU諸国の法制度だけでなく、アメリカやカナダの法制度との比較を行っている。これらの地域は、電力市場の改革の先進地域であった。この研究は、この先進地域の長所および短所を学びより良い法制度の構築を目指して、我国の電気事業法、民法（債権関係）の改正、消費者契約法の改正を斟酌しつつ、電気事業法等の充実を企図している。

その他に、住宅・マンションと法に関する研究などに取り組み始めている。

このような研究は、純粋に研究自体のために行っているのではない。繰り返しになるが、ヨーロッパ私法に関する研究は、我国の民法（債権関係）の改正に寄与することを含意していた。EU消費者法の研究は、我国の消費者法の充実や我国の消費者契約法の改正案や法解釈論への貢献を視野に含めていた。子ども法に関する研究は、家事事件手続法における子ども手続代理人制度の解明、子どもの貧困対策推進法・いじめ防止対策推進法・国際的な子の奪取の民事法上の側面に関する条約の実施に関する法律についての検討など、単なる民法の家族法分野を超えた子どもの人権の観点から個別の子どもの権利の充実と実現を目指していた。電力市場改革と消費者法に関する研究は、先進地域の長所および短所を学びより良い法制度の構築を目指して、電気事業法等の充実を企図していた。

このような実効的な効果を目的とした研究を行っ

てきた。すなわち、私の研究の目的は、社会貢献である。社会貢献の仕方として、立法や法解釈を目指した研究論文の執筆、教育の機会などを使った研究論文の内容の伝達、研究論文の内容を実践するための社会的な活動を行うことなどがある。現在までにこれらのすべてを十分に実践できていないので、この方向に向かって努力を行っている。

したがって、学会や研究会などの活動を含めて、私の研究は社会貢献のために行っているもので、ポストを得るための自分の立身出世のために行っているのではない。このための他人との競争は自分にとって意味がなく無縁なものである。この点は、他人から見てもなかなか信じてもらえない部分である。以前から自分のなすべきことは、弱者の救済である。他人から見ても信じられないほど純粋な気持ちで研究を行っているのであって、この道から外れないように自分をいつも日々諫めているのである。

大学の法学部で法学の基礎を学び、大学院で民法の研究の基礎を学び、大学院を出てからは教育と研究に従事してきた。数十年前から現在までを振り返って、教育と研究の両方とも自信をもって十分に行ってきたと言えるものはない。

教育においては人を育てる喜びを感じる時があるが、人を育てる難しさを感じるの方が多かったと言えるであろう。学生の在学期間中に十分にしていられなかったことを補うためにも、学生の卒業後も関係が続くならば、お互い励まし合いながら人生を生きていきたいと考えている。

前述してきた環境に配慮した消費者の権利が実現される子どもにやさしい社会を目指す社会貢献のための研究については、残り少ない時間を意識しながら他人から高い評価を受けずとも自分なりに完成させたいと考えている。人生の終わりの時に生きてきた証しを遺し、次の世代・子どもの世代のためにするものを遺すために精進したいと考えている。

（法務研究科 教授）